

発議案第19号

労働者派遣法の改悪はやめて、働く人を大切にする労働法制の実現を
求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1
項の規定により提出します。

平成26年6月18日

八千代市議会

議長 坂本 安 様

提出者	八千代市議会議員	小林 恵美子	㊞
賛成者	八千代市議会議員	堀口 明子	㊞
	同	皆川 知子	㊞
	同	中村 健敏	㊞

提案理由

国に対し、労働者派遣法の改悪はやめて、働く人を大切にする労働法制の実現を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

労働者派遣法の改悪はやめて、働く人を大切にする労働法制の実現を求める意見書

「世界で一番企業が活躍しやすい国」を掲げる安倍内閣のもと、政府の労働力調査によれば昨年1年間で、正規雇用者が前年比46万人減少し、非正規雇用者は93万人ふえたとされている。今や働く人の約37%が、不安定雇用、低賃金、労働条件悪化の中で働かざるを得なくなっているのである。

このような働き方では、若者が将来に希望を持ってないばかりか、家族を支える中高年層にも生活や健康上の不安を広げることになる。

しかし、政府が推進しようとしている労働者派遣法改正案では、派遣は「常用雇用の代替にしてはならない」、「臨時的・一時的業務に限定する」とする大原則を取り払うものとなっている。

また、際限のない長時間労働を解禁する制度「残業代ゼロ」の導入も再び検討されており、日本社会全体が、コストの安い非正規雇用に入れかわることになれば、我が国の重大問題である少子高齢化やデフレ社会は、解決どころか一層深刻さを増すことになる。

これ以上、低賃金と不安定雇用・長時間労働を常態化させ、働く人々の暮らしや健康を脅かす働き方を広げることは、日本経済や日本社会の発展に逆行するものと言わざるを得ない。

国際労働機関（ILO）が求める「ディーセントワーク」（人間らしい労働）やG20宣言にもある「質の高い雇用を通じた成長」こそ、日本政府と企業は追求すべきである。

よって、本市議会は国に対し、労働者派遣法の改悪はやめて、働く人を大切にする労働法制の実現を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月26日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様